

商工労政課からのお知らせ

内線2552

五所川原市U・I・Jターン若者就職奨励事業

県外からのU・I・Jターン就職者に対して、就職奨励金を支給します。

*Uターン就職者等については、市ホームページでご確認ください。

支給対象者…市内に転入したUターン就職者等で、次の要件を満たす方

▷市内へ転入前後6カ月以内に青森県内の事業所に常用雇用者として雇用されている方、または市内へ転入後6カ月以内に市内において新たに起業した方
▷就業場所が、転入住所地から通勤できる範囲であること

▷対象事業所へ就職した日の年齢、または起業した日の年齢が40歳以下であること

▷市町村税に滞納がないこと

▷転入後、将来にわたり市内に居住することについて誓約できること

▷過去に、五所川原市U・I・Jターン若者就職奨励金の給付を受けていないこと

奨励金の額…20万円(1世帯1回限り)

申込み…申請書と添付書類を提出してください。

申請期限…常用雇用開始日(常用雇用開始日より転入日が遅い場合は、転入日)または新たに起業した日から3カ月以内に申請してください。

問…商工労政課 内線2554

平成30年度「創業・起業支援制度説明会、起業家座談会」を開催します

「創業・起業したいが、どのような支援制度があるのか、関係機関からまとめて話を聞きたい」といったご意見にお応えして、関係機関による、創業・起業支援制度に関する説明会を開催します。

あわせて、創業・起業の専門家や先輩起業家から、創業についての考え方や創業体験談が聞ける起業家座談会を開催します。「創業・起業に興味・関心のある方」、「創業・起業を検討している方」、「創業・起業して間もない方」など、お気軽にご参加ください。

日時…5月22日(火) 16:00～18:00

場所…五所川原商工会館2階ホールB

参加費…無料

対象…創業・起業に興味・関心のある方、創業・起業を検討している方、創業・起業して間もない方、新分野での創業・起業を考えている方

申込み…下記まで電話・メール等によりお申し込みください。

申込先…青森県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ TEL017-734-9374

Eメール：chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp

問…商工労政課 内線2552

青森県未来を変える挑戦資金【創業】

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金(運転資金、設備資金)の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県未来を変える挑戦資金特別保証融資制度を実施しています。

市は、創業資金としてこの制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者…市内で新たに事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年に満たない方で、次のいずれにも該当する方

▷市内に住所および主な事業所を有する方

▷市に納付すべき税金を滞納していない方

▷青森県未来を変える挑戦資金「創業する事業」により、融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内(うち据置期間1年以内)で融資を受けた方

補助内容…県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助します。

*補助金は、青森県信用保証協会に補助します。

実施期間…平成31年3月29日まで

*予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県未来を変える挑戦資金を利用することは可能です。

▷**信用保証料補助に関すること**

商工労政課 内線2553

▷**青森県未来を変える挑戦資金に関すること**

青森県商工政策課商工金融グループ

TEL017-734-9368

五所川原市空き店舗対策家賃補助事業

中心商店街の空き店舗に新規出店する方へ、家賃の一部を補助します。

支給対象者…市が指定した地区内にある空き店舗を賃借し、出店する個人、法人

対象地区については、以下のとおり

▷五所川原地区：大町、寺町、本町、布屋町、旭町、東町

▷金木地区：朝日山

▷市浦地区：相内

補助対象経費…対象となる店舗の月額賃料(消費税を除く)の2分の1相当額、または3万円のいずれか低い額(ただし、連続する24月分を限度とする)

*敷金、礼金、保証金および仲介手数料を除きます。

*補助金の交付は年度ごとに精算払となります。

*補助金の採択は、予算の範囲で行います。

申請にあたっての注意事項

物件の賃貸借契約をする前に申請してください。

問…商工労政課 内線2552

青森県事業活動応援資金【事業活動枠】

青森県では、事業活動に必要な資金(運転資金、設備資金)の調達を図る中小企業者を対象に、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を実施しています。

市は、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補助対象者

▷市内に住所および事業所を有し、事業を営むもので、前年度の市税に滞納がない方

▷青森県事業活動応援資金「事業活動枠」により融資額1,500万円以内かつ融資期間7年以内(うち据置期間1年以内)で融資を受けた方

補助内容…信用保証料の全額を補助

*補助金は、青森県信用保証協会に補助します。

実施期間…平成31年3月29日まで

*予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県事業活動応援資金を利用することは可能です。

▷**信用保証料補助に関すること**

商工労政課 内線2553

▷**青森県事業活動応援資金に関すること**

青森県商工政策課商工金融グループ

TEL017-734-9368

空き物件を募集しています

市では空き工場・倉庫・事務所といった賃借可能な物件を活用した事業者の方々に対する賃料の補助を行っています。

同時に市内の空き物件・オフィス等の情報を広く皆さんに提供するため、把握した情報を順次ホームページに掲載していきます。

空き物件情報の掲載を希望する方は商工労政課(内線2553)までご連絡ください。

五所川原市空き工場等賃借料補助事業

市では企業立地の推進や起業家の育成、そして雇用機会の創出を図るため、市内の空き工場(工場、倉庫、事務所)等を活用して事業を行う事業者に対し、月額賃料の一部を補助します。

支給対象者…以下の条件を満たす方

▷空き物件の使用に関し、1年以上の賃貸借契約を締結する方

▷次の事業のいずれかを行う方

製造業、道路貨物運送業、卸売業、倉庫業、梱包業、ソフトウェア業、情報サービス業、その他雇用創出等につながるものとして市長が認めた事業

▷空き物件の所有者と親族関係または雇用関係がない方

五所川原市創業者支援利子補給事業

創業時の負担の軽減と経営の安定を図るため、日本政策金融公庫から創業のために必要な融資を受けた方へ、補給金を支給します。

支給対象(次の条件を満たす方)

▷創業に必要な融資を日本政策金融公庫から受けていること

▷市内において、新たに事業所を有し、創業するものであること

▷事業を開始する前または事業を開始してから1年以内に創業融資を受けていること

▷市町村税を滞納していないこと

▷交付申請時に創業融資において支払遅延損害金が発生していないこと

補給金の額…創業融資にて支払われた利子(約定利息の1回目から12回目までの額)の全額

申請期限…利子の支払終了後3カ月以内に申請してください。

問…商工労政課 内線2553

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給事業

マル経融資とは、日本政策金融公庫の融資制度の一つで、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

利子補給事業…マル経融資を利用される方に対して、市が利子補給を行うことにより市内小規模事業者の経営の安定と発展を図ります。五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会からの推薦を受けた方が対象です。

補給金の額…マル経融資に係る支払われた利子(約定利息の1回目から12回目までに限る)の2分の1(1円未満端数切り捨て)

申請期限…利子の支払終了後もしくは早期完済後3カ月以内に申請してください。

申込み…申請書と添付書類を商工労政課に提出してください。